

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	うめさと (太子堂、上花輪、大和田、今上上組、今上中組、上谷中、今上下組1、今上下組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

野田市内では早い時期から農地中間管理機構を活用した集積を実施しており集積率が高い。
圃場の傾斜、取水制限による慢性的に水不足や、一部の農地では水はけの問題等、状態が悪い場所が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

情勢を考慮しながら主食用米、飼料用米を組み合わせ生産を行う。
カメムシの被害が大きいことから、地域全体での通期防除により生産性の低下がないようにしていく必要がある。
また、担い手の効率的な耕作のため、区画の拡大、高低差の解消を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	183 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
これまで同様に農地中間管理事業を活用し、担い手が面積の拡大をできるよう区画の拡大も併せて進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
空いた農地について中間管理機構を通して担い手に渡よう活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
状況に合わせて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②黒酢米の作付け



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	福田(木野崎BR) (本郷、新町、下町、高根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ブロックローテーションの実施地区であり、2つの互助転作組合を中心とし、大規模営農法人が麦・大豆の作付けを行っているほか、一部では毎年WCSなどの転換作物を作付けしている耕作者がいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在継続している麦、大豆→水稲のブロックローテーションを継続し、水田の高度な利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

天神地区は耕作者が撤退した後不作付地となっており、農地への復旧は困難である。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

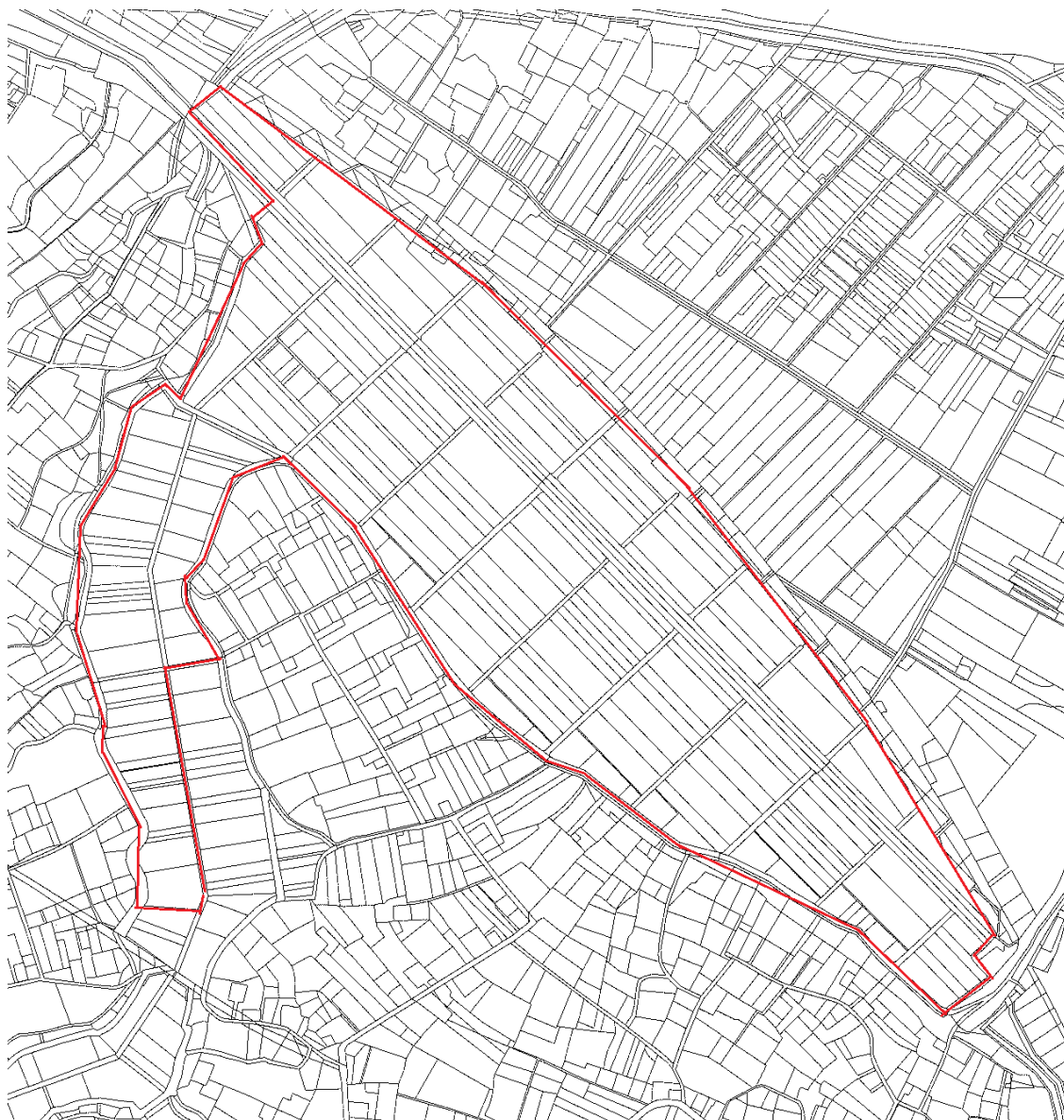
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
互助転作組合を中心に農地の取りまとめ、地代の管理を行うことで、効率的に担い手へ集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ブロックローテーションの周期に合わせ、地権者・中間管理機構間の長期の貸し出しをベースに、中間管理機構・耕作者間の契約を柔軟に行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
状況に合わせて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②黒酢米の作付け				
⑩ブロックローテーションの実施				

木野崎新田



柳耕地



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	福田(柳耕地) (高根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

利根川より東側の茨城県側にはみ出た形をした水田地帯となっている。農業協同組合を中心とした耕作者が安定的に耕作しており、中間管理を活用した集積率は8割を超える。大規模水害の際は調整池として一時的に耕作ができなくなることや農地の修復に多額の費用がかかるといった問題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後についても同組合を中心に安定した耕作を行う。
経営体の方針に合わせ、主食用米、WCS、飼料用米を組み合わせることで所得の安定化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

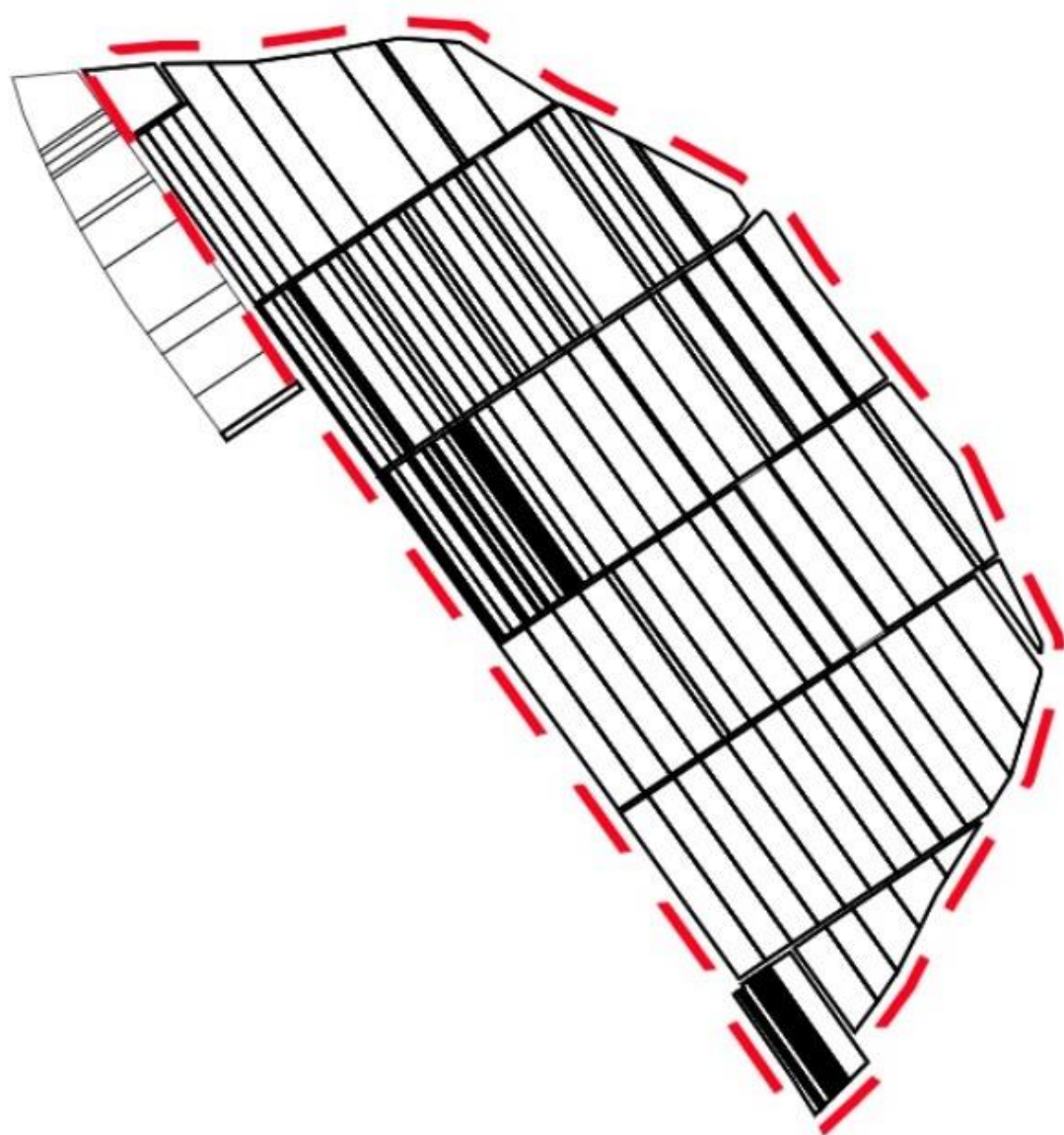
注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 これまで同様に農地中間管理事業を活用し、進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 担い手の意向に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 状況に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 同組合を中心とし、世代交代や空き農地の耕作者引継などをスムーズに行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑨WCS等の作付け				



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	福田(BR・柳耕地除く) (三ツ堀、灰毛、瀬戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

かつて畑地灌漑事業を実施した農地を中心とした畑作地域となっている。
野田市の南東部に位置する関係から、柏市や流山市などからの新規就農者が多く入っている地域である。
一部では農地が細切れであり、地権者が貸さないなどの理由から空き農地が発生する地区がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

従来通り、枝豆→ホウレンソウの輪作体系を継続したい小規模農家は継続する。
若手の担い手農業者については各経営体の事情に合わせた多種多様な作物を展開し、新規参入者を受け入れやすい環境を作っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

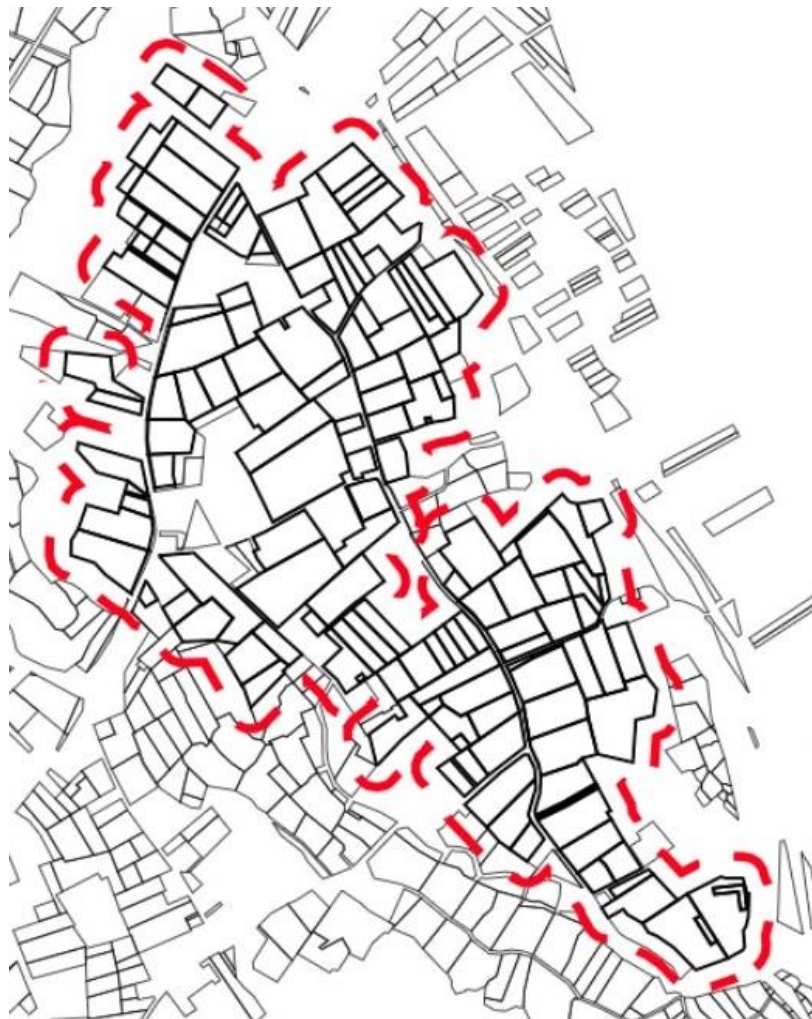
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 新規就農者の参入を促進し、集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 担い手の意向に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 地域集積協力金などを活用した境界の地下埋設を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 空き家情報の収集や、かつて行ったアンケートの記載項目にあった貸し出し可能な耕作機械の情報を活用し、新規就農者の参入を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

三ツ堀



三ツ堀・瀬戸上灰毛



瀬戸



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	目吹(目吹BR) (目吹1区、目吹2区、目吹3区、目吹5区、目吹6区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ブロックローテーションの実施地区であり、2つの互助転作組合を中心とし、大規模営農法人が麦・大豆の作付けを行っている。
また、養鶏農家が1軒位置している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在継続している麦、大豆→水稲のブロックローテーションを継続し、水田の高度な利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

砂田地区はかつて耕作者がいたが撤退し遊休農地であった。現在は農業上の利用が難しい。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
互助転作組合を中心に農地の取りまとめ、地代の管理を行うことで、効率的に担い手へ集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ブロックローテーションの周期に合わせ、地権者・中間管理機構間の長期の貸し出しをベースに、中間管理機構・耕作者間の契約を柔軟に行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
状況に合わせて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	○ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】					
②黒酢米の作付け					
⑩ブロックローテーションの実施					



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	川間(船形BR) (船形上、船形中、船形下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ブロックローテーションの実施地区であり、互助転作組合を中心とし、第三セクターが麦・大豆の作付けを行っている。
また、この地区には前述の第三セクターが市の事業を受託し運営する堆肥センターと農業人材育成事業所が位置し、一部畑地では人材育成事業の一環で活用する等、野田市の農業の振興の中心となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在継続している麦、大豆→水稲のブロックローテーションを継続し、水田の高度な利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	205 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	205 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
互助転作組合を中心に農地の取りまとめ、地代の管理を行うことで、効率的に担い手へ集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ブロックローテーションの周期に合わせ、地権者・中間管理機構間の長期の貸し出しをベースに、中間管理機構・耕作者間の契約を柔軟に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
状況に合わせて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	○ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】					
②黒酢米の作付け					
⑩ブロックローテーションの実施					



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	川間(小山BR) (小山、阿部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ブロックローテーションの実施地区であり、互助転作組合を中心とし、大規模営農法人が麦・大豆の作付けを行っている。
畑地灌漑事業をやめた農地については耕作放棄が進んでいたが、先述の大規模営農法人が引き受けている。
また、地区内には酪農家と養鶏農家がそれぞれ1軒ずつ位置している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在継続している麦、大豆→水稲のブロックローテーションを継続し、水田の高度な利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
互助転作組合を中心に農地の取りまとめ、地代の管理を行うことで、効率的に担い手へ集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ブロックローテーションの周期に合わせ、地権者・中間管理機構間の長期の貸し出しをベースに、中間管理機構・耕作者間の契約を柔軟に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
状況に合わせて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②黒酢米の作付け				
⑩ブロックローテーションの実施				

小山



阿部島



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	川間(BR除く) (阿部、中里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

隣接する区域からキャベツ、ネギ農家が入ってきており、新たに地域内のネギ農家が面積拡大を図っている。一方で傾斜があるなどの理由から既に遊休農地状態となっている農地も散見される。また、地区内には養鶏農家と酪農家が1軒ずつ位置している

(2) 地域における農業の将来の在り方

空き農地については拡大意向のあるネギ農家に集積し、耕作可能な農地を保全していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

川間小学校の北側の一帯が耕作に不適である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 拡大意向のある農家に集積し、更に空いてしまう農地については新規就農者の参入を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 担い手の意向に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 地域集積協力金などを活用した境界の地下埋設を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 空き家情報の収集や、かつて行ったアンケートの記載項目にあった貸し出し可能な工作機械の情報を活用し、新規就農者の参入を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	木間ヶ瀬(岡田) (岡田1、岡田2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

尻坪地区については安定した農業が営まれている。
上新田・河岸地区についても、拡大意向のある農業者の新規参入により安定することが見込まれる。
岡田新田については圃場の状況が悪く、担い手が見つからない。一部は管理のみ行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑については全体的に安定しているため、現在の農業を続けていく。
水田については、今後も継続して新規担い手を探しつつ、近隣住宅地の排水機能に影響が出ない形で新たな作物(野菜、粗放作物等)の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

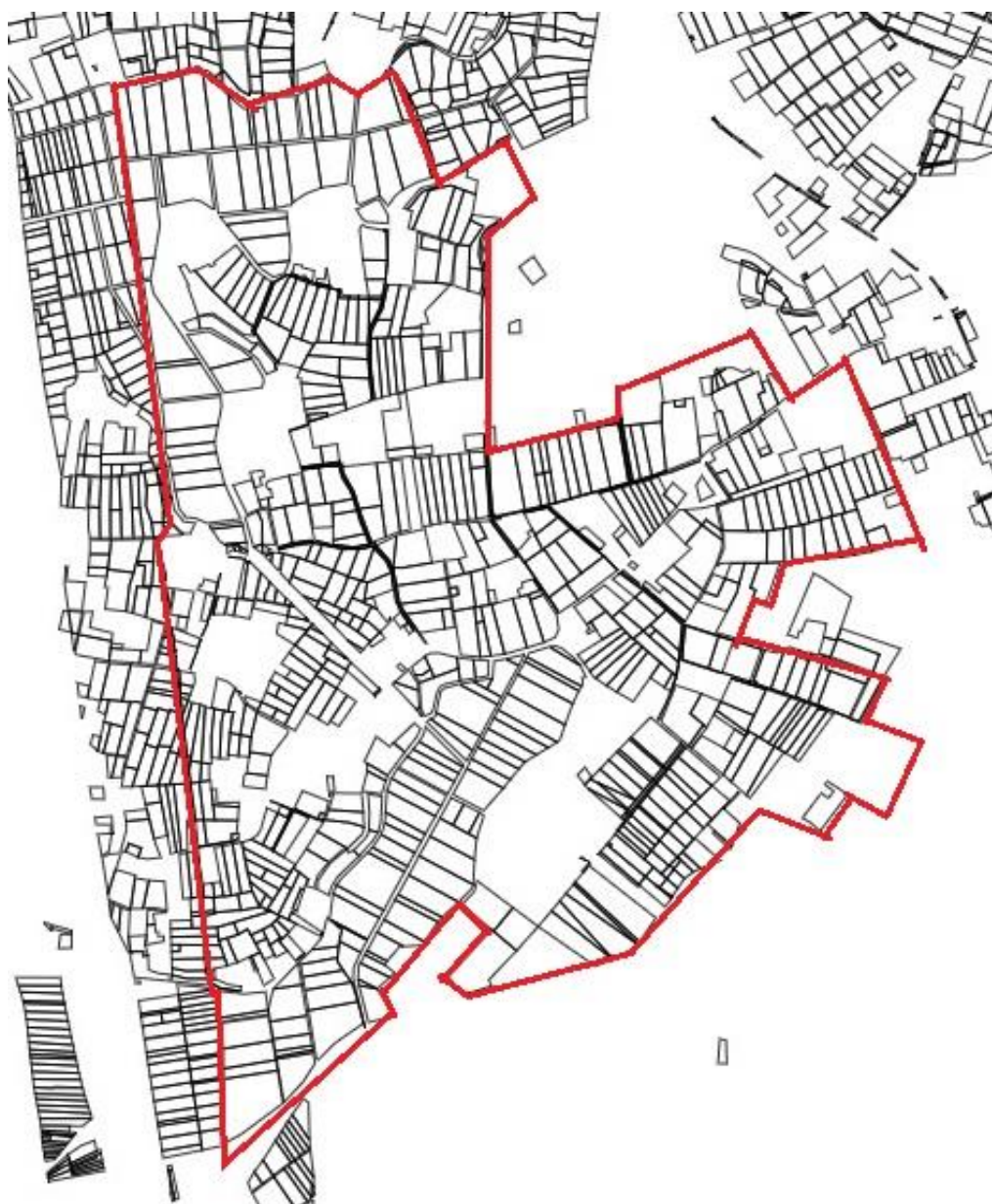
注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針 境界となるものの撤去等により、担い手が効率よく耕作できる圃場の形成を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針 担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積・集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針 担い手の意向を踏まえ、今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 水田については、引き続き地域外からの農業者を募集する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農地の管理を中心に今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	○ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑦空き農地を管理し、新規参入者へ円滑に農地を引き継ぐため、新たなサービス事業者の活用を検討する。				



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	木間ヶ瀬(木間ヶ瀬) (飯塚、上納谷、内野堤根、ノ切、出州、志部前堀、大山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

尻坪地区については安定した農業が営まれている。
上新田・河岸地区についても、拡大意向のある農業者の新規参入により安定することが見込まれる。
岡田新田については圃場の状況が悪く、担い手が見つからない。一部は管理のみ行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑については全体的に安定しているため、現在の農業を続けていく。
水田については、今後も継続して新規担い手を探しつつ、近隣住宅地の排水機能に影響が出ない形で新たな作物(野菜、粗放作物等)の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 補助金を活用した畦畔の撤去や、圃場整備の実施により集約しやすい環境を作る。
(2)農地中間管理機構の活用方針 集積・集約の方針に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 地元負担のない補助金の活用を中心に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 市や農地中間管理機構の情報を活用し、農業者を誘致する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	○	⑨耕畜連携等
⑩その他					
【選択した上記の取組方針】 ②黒酢米の作付け ⑨SGSの作付け					



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	二川 (中戸、古布内表、古布内新敷、古布内山坪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

全体的に圃場の状態は安定しておらず、地元の大規模農業者は少ない。
長年耕作放棄地であった農地を復元したが、収量が極めて低い。
また、地区内には酪農家が5軒位置する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻専作の大手農家がない地域であることから、地域外から新たな農業者を呼び込む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

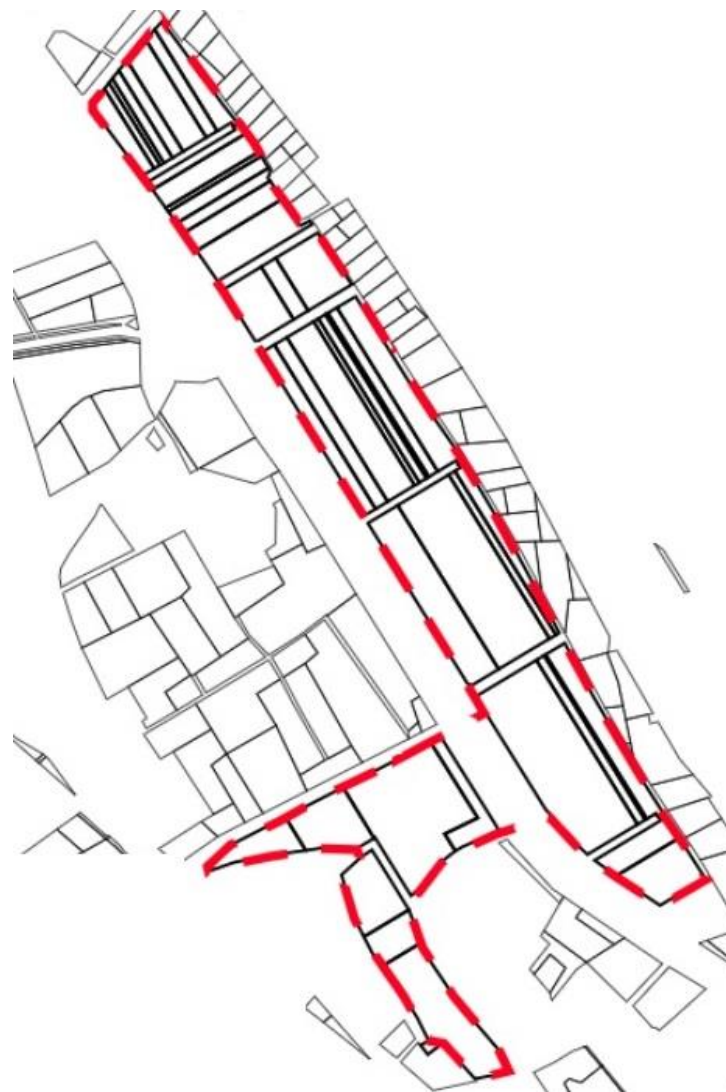
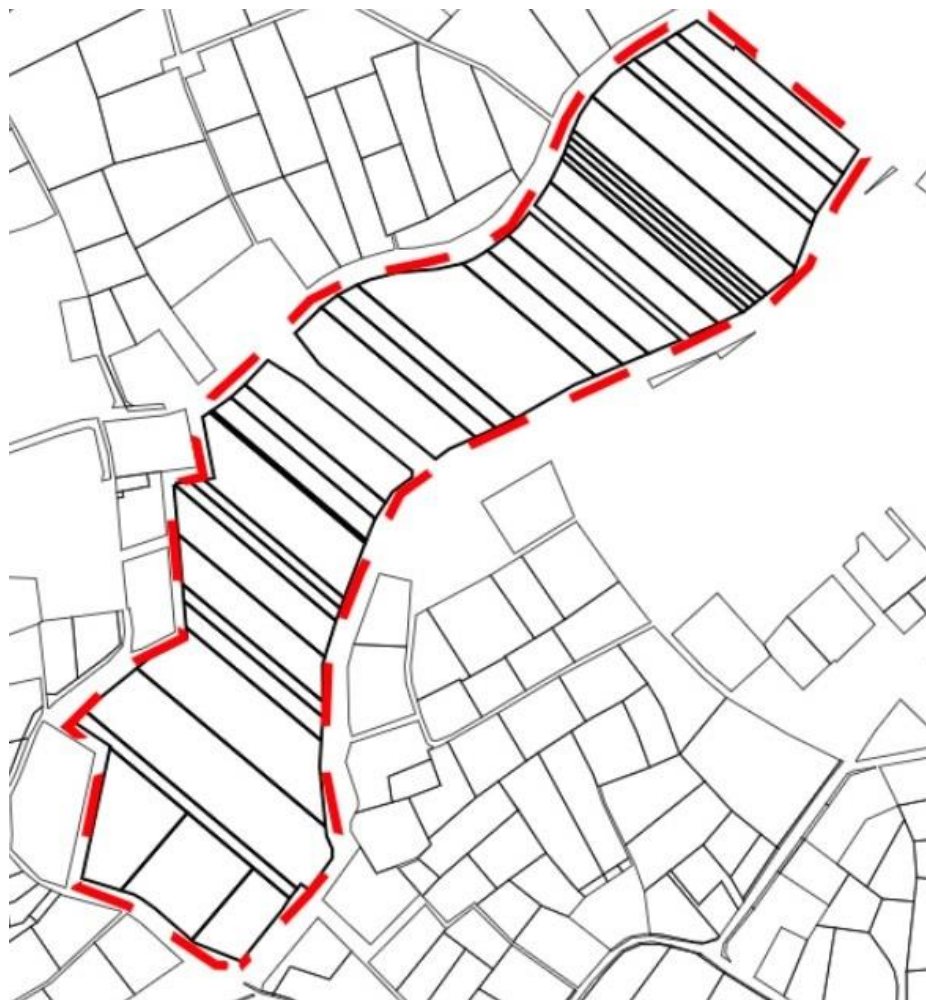
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 補助金を活用した畦畔の撤去や、圃場整備の実施により集約しやすい環境を作る。
(2)農地中間管理機構の活用方針 集積・集約の方針に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 担い手の意向を踏まえ、今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 市や農地中間管理機構の情報、拠点となる空き家農家住宅の情報等を活用し、農業者を誘致する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

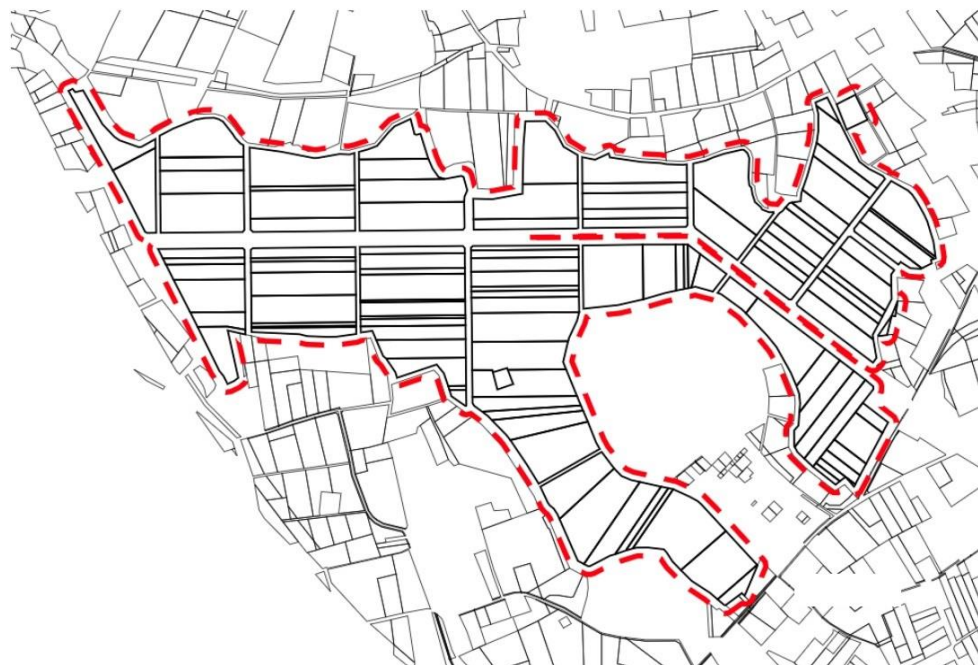
古布内 上新田



古布内堂女木



中戸谷津



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野田市長 鈴木 有

市町村名 (市町村コード)	野田市 (12208)
地域名 (地域内農業集落名)	関宿 (大工町、三軒家、関宿町、納谷新町、台町中下町、上谷中、江戸町上、西町、元町、下納谷、下谷中、新田戸北、新田戸南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内に担い手耕作者がおらず、市内及び県外からの通作者がいる。 景観作物の栽培を行っているが、面積は減少傾向であり、同じく酪農家も減少している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地元の農業者がいないことから地域外・県外からの通作者が主な担い手となっており、農地の管理方法について検討する必要がある。 県外の耕作者もいることから、県外農業関係機関と連携した水稻の生産・出荷を考えていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	225 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	225 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全て農業上の利用が行われる農用地等である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針 境界となるものの撤去・埋設により、担い手が効率よく耕作できる圃場の形成を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針 集積・集約の方針に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 担い手の意向を踏まえ、今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 市や農地中間管理機構の情報、拠点となる空き家農家住宅の情報等を活用し、農業者を誘致する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②黒酢米の作付け				

三軒家



江戸川沿い



利根川沿い

